

福岡県介護サービス情報の公表実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条の11の規定に基づき、福岡県における介護サービス情報の公表について、必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2条 介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において実現するための仕組みとして、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者が、自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら主体的に介護サービス事業者を選択するための環境整備を行うものである。

(公表事務の実施主体)

第3条 介護サービス情報の公表事務は、知事が行うものとする。

(調査事務の実施主体)

第4条 介護サービス情報の調査事務は、知事が行うものとする。

(指針に基づく調査)

第5条 介護保険法第115条の35第3項の規定による調査は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の47の2に規定される調査に関する指針（以下、「指針」という。）に基づき実施する。

2 前項による指針に定めのない事項については、本要綱で定める。

(対象事業者)

第6条 介護サービス情報の公表の対象事業者は、規則第140条の43で定めるサービスの指定若しくは許可を受けている介護サービス事業者であって、第8条第2項第1号で定める計画の基準日前の1年間に於いて提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給対象となるサービスの対価（以下「居宅介護サービス費等」という。）として支払いを受けた金額が100万円を超える事業者とする。

また、新たに指定又は許可を受け介護サービスの提供を開始しようとするすべての事業者（以下「新規事業者」という。）も対象事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、居宅介護サービス費等として支払を受けた金額が100万円以下の事業者が基本情報及び運営情報の報告、運営情報の調査及び運営情報の結果の公表を希望する場合は、これを妨げないものとする。

3 公表の対象サービスは、第1項に規定する介護サービス事業者が運営する次のサービスとする。ただ

し、次の各区分において、2つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、それらのサービスについて、一体的に報告及び調査を実施するものとする。また、次に掲げる区分以外についても、県が別に認める場合には、一体的に報告及び調査を実施できるものとする。

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
 - ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
 - ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護
 - ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
 - ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
 - ⑥ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋療養通所介護
 - ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋療養通所介護
 - ⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
 - ⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
 - ⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
 - ⑪ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑫ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ⑬ 居宅介護支援
 - ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
 - ⑯ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）＋介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
 - ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ⑱ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
 - ⑲ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）＋介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 4 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき有料老人ホーム設置の届出を行った事業者とする。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第7条 介護サービス情報の公表の頻度は、年1回とする。

(介護サービス事業者の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画)

第8条 知事は、毎年、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）第37条の2第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告（以下「報告」という。）に関する計画（以下、「報告計画」という。）を策定し、公表するものとする。

また、必要に応じて、介護サービス事業者への調査（以下「調査」という。）に関する計画（以下「調査計画」という。）及び介護サービス情報の公表（以下「情報公表」という。）に関する計画（以下「公表計画」という。）を策定し、公表することができるものとする。

2 前項による報告計画、調査計画及び公表計画（以下「計画」という。）は、一体の計画として策定できるものとする。

3 計画は、次の各号に定めるものとする。

(1) 計画の基準日は、4月1日とする。

(2) 計画の期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、規則第140条の43で定める介護サービスについて、原則として当該計画内に、サービスの種類ごとに県内すべての対象事業者にかかる介護サービス情報の公表を終えるものとする。

(3) 計画の内容は次のとおりとする。

① 報告に関する計画

ア 計画の基準日

イ 報告計画の期間

ウ 報告の対象となる事業者

エ 介護サービス事業者毎の報告の提出先及び提出期限

オ 報告の方法

カ その他知事が必要と認める事項

② 調査事務に関する計画の内容

ア 調査事務計画の期間

イ 調査事務の対象となる介護サービス事業者の名称

ウ 介護サービス事業者毎の調査を行う月

エ その他知事が必要と認める事項

③ 情報公表事務に関する計画

ア 情報公表事務計画の期間

イ 情報公表事務の対象となる介護サービス事業者の名称

ウ 介護サービス事業者毎の公表を行う月

エ 報告の受理に関する事項

オ その他知事が必要と認める事項

4 知事は、計画を定めた後、対象事業者に対し、報告、調査の申し出及び調査手数料の納付に関する期限及び方法等を通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、計画の変更について配慮するよう努めるものとする。

(介護サービス情報)

第9条 介護サービス情報は、規則第140条の45に定められた基本情報及び運営情報とする。

(介護サービス情報の報告及び受理等)

第10条 介護サービス情報の公表の対象事業者は、第8条第4項に定める通知による報告の期限までに介護サービス情報を報告するものとする。ただし、新規事業者については、介護サービスの提供を開始しようとする日又は第8条第4項に定める通知による報告の期限までに、基本情報のみを報告するものとする。

- 2 介護サービス情報の公表の対象事業者は、第8条第4項に定める通知による調査の申し出の期限までに調査を受けることの申し出を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、新規事業者が運営情報の報告、運営情報の調査及び調査結果の公表を希望する場合は、これを妨げないものとする。
- 4 知事は、事業者から報告される介護サービス情報について未記入事項がないこと等を確認し受理するものとする。
- 5 知事は、受理を行った後、事業者からの報告状況について、適正に管理するものとする。

(調査手数料の納付)

第11条 介護サービス情報の調査事務に関する手数料は、福岡県保健福祉関係手数料条例（平成12年福岡県条例第13号。以下「条例」という。）に定めるところによるものとする。

- 2 公表の対象事業者が支払うべき調査手数料は、条例第3条の規定に基づき、前条の調査の申し出のときに納付しなければならない。

(調査の実施等)

第12条 知事は、手数料の受領を確認した後、事業所と協議の上、調査日等を決定する。

- 2 調査事務は次の各号に掲げる事項により行うものとする。
 - (1) 1事業所当たりの訪問調査の期間は1日以内とする。
 - (2) 調査員は、県介護保険課が発行する身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。
 - (3) 事業所の調査は、調査員が事業所を訪問し、事業所が予め記入した介護サービス情報に基づいて行うものとする。なお、規則第140条51の規定に基づき、知事が、訪問調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、オンライン会議システムを活用する等、知事が指示する方法によって行うことができるものとする。
 - (4) 調査員は、調査終了時においては、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて、事業者の同意を得るものとする。
- 3 調査員は、調査結果について事業者の同意が得られない場合は、持ち帰り協議するものとする。

知事は、事業者に対する照会等を行い、事業者の同意を得た上で、確定するものとする。また、照会に当たっては、必要に応じて、事業者の同意を得た上で、確認のための材料の写し等必要な書類の貸出し等を受け、判断するものとする。
- 4 前項の対応において、知事は、同意が得られないと判断した場合は、介護保険法第115条の35第

4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等を行うものとする。

- 5 知事は、当該対応の経過を記録するものとする。また、当該対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、必要な情報を管理することとする。

(調査結果の公表等)

第13条 知事は、調査結果に基づき、公表する正しい介護サービス情報を決定し、介護サービス情報を公表するものとする。

- 2 知事は、情報の公表の状況について、適切に管理するものとし、調査を受けた事業者が調査内容に同意をした月の翌月までに公表するものとする。

(公表情報の訂正)

第14条 事業者は、公表した介護サービス情報について訂正が必要なときは、速やかに、知事に対して報告するものとする。

- 2 知事は、調査を要しない情報については直ちに、再調査が必要な情報については再調査が終了した後、公表するものとする。

(苦情対応窓口等の公表)

第15条 知事は、利用者、事業者等から苦情に対応する窓口、担当者等を定め、窓口を公表するものとする。

(公表情報に対する苦情等の受付及び再調査)

第16条 知事は、事業者から報告された介護サービス情報を公表することから、当該公表情報に関する苦情対応の総合的な窓口を設けなければならない。

- 2 知事は、公表情報に対する苦情、相談等を受け付けるとともに事業者に対する照会、調査を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は知事は利用者等に対し説明を行うものとする。また、この場合、基本情報又は運営情報の訂正が必要な場合は、事業者から基本情報又は運営情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。
- 3 調査の結果、虚偽の報告が認められたときは、次条の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。
- 4 知事は、苦情対応の経過を記録するものとする。また、苦情対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、必要な情報を管理することとする。

(虚偽の報告等に対する改善命令等)

第17条 知事は、事業者が介護サービスの報告をせず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づき、期間を定めて改善命令を行うことができるものとする。

- 2 知事は、市町村又は福岡県介護保険広域連合が指定する介護サービス事業者に対し前項の規定による処分をした場合は、遅滞なくその旨を当該事業者を指定した市町村又は福岡県介護保険広域連合に通知するものとする。
- 3 知事は、前条第3項の虚偽の報告について、知事の改善命令の結果、介護サービス情報の訂正が必要なときは、直ちに訂正手続を行い公表するものとする。

(指定の取消し等)

第18条 知事が指定若しくは許可する介護サービス事業者が前条第1項の改善命令に従わないときは、知事は、介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定又は許可の取消し等を行うことができるものとする。

2 市町村又は福岡県介護保険広域連合が指定する介護サービス事業者が前条第1項の改善命令に従わない場合において、介護サービス事業者の指定の取消し等が適当であると認める場合は、知事は、介護保険法第115条の35第7項の規定に基づき、理由を付して、その旨をその指定した市町村又は福岡県介護保険広域連合に通知するものとする。

(処分・行政指導に関する情報公表)

第19条 知事が事業者を処分し、介護保険法第76条の2第4項及び第78条に基づき公示する際は、介護サービス情報公表システムにおいても公表するものとする。

2 知事が介護保険法第76条の2第2項における行政指導の勧告に従わなかった事業者を法に基づき公表する際は、介護サービス情報公表システムにおいても公表するものとする。

(有料老人ホームに関する情報公表)

第20条 知事は、有料老人ホームの設置者に対し、毎年度、知事が定める期日までに、当該年度の7月1日現在における当該有料老人ホームに関する情報について、重要事項説明書を知事が定める様式により提出させるものとする。

2 知事は、前項において提出された情報を公表するものとする。

附 則

この要綱は平成20年8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から施行し、平成21年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は平成24年5月31日から施行し、平成24年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行し、改正後の福岡県介護サービス情報の公表実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、改正後の福岡県介護サービス情報の公表実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用することとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行し、改正後の福岡県介護サービス情報の公表実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用することとする。